寄附の申し込み~お振込み手続きについて

お申し込み方法

寄附のお申し込みは、市役所窓口、電話、郵便、FAX、電子メールのいずれでもできます。ご連絡をいた だいた方には、担当より必要な書類をお送りします

お振込み方法

《振込手数料がかからない方法》

市指定の郵便振替用紙による「ゆうちょ銀行」でのお振込 市指定の納付書による「北秋田市指定金融機関等」でのお振込

《振込手数料等をご負担いただく方法》

上記以外でのお振込

現金書留で送金された場合の郵券料

税控除を受けるための手続きについて

ご寄附の入金を確認しだい、受領証明書を送付いたします。 その受領証明書で最寄の税務署で確定申告手続きをすること により、所得税と個人住民税の控除を受けることができます。

《お申し込み先》 〒018-3392

秋田県北秋田市花園町19-1

北秋田市役所 総務部管財課

電 話:0186-62-6603 FAX: 0186-63-2586

Eメール: kanzai@city.kitaakita.akita.jp

《お問い合わせ先》

北秋田市役所 企画部総合政策課

電 話:0186-62-6606

制度の詳細については市ホームページでもご覧に なれます。http://www.city.kitaakita.akita.jp

お願い

本市の「きたあきたふるさと寄附金」への取り組みについては、皆さまの「ふるさとを応援したい」 という善意を寄附という形にしていただくもので、決して寄附を強要するものではありません。

費の

進展などによる社

して

る図達業



様々な意見や改善案が出され、活発な

今後、委員会の進め方なども や現在の 綱を策定してほし をたくさん盛り込み、 あと、事務局より今後のスケ 委員会では、会長、副会長を 状を交付 佐藤副市長は委員 進めら. 皆さ 委員の から市 を 事務事業や組織の したあと んが日頃思っていること中の姿を変えていく重要□画を策定していただくの皆さんには行財政改革 市では集中改革プラン 改革 、実効性の 国からの などとあ 人ひと 内容などつ からの の再編を図っ がある大 ב 互選 分権改 に の

地区 ギプラン 状交付 編、指定管理者制度を利用 地方分権の 選出され 職員の定員管理などを 税及び地方交付 の増加 た方など10 の累増に 事務事業の改善や 年度に集中改 が 伴う公債 しての民 大会議室の委 た方や 込めな 税な

> 低下を招かな このた などを確認 革に目標を定めて、その目 の行 財政改革 の ま 《革大綱を策定する、さらなる改善を図 務事 標の

る 市福

回行財政改革推進委員会

きたあきたふるさと寄附金

北秋田市では、「きたあきたふるさと寄附金」の受付をしています。これは、首都圏などに居住しな がら、「生まれ育ったふるさと北秋田市の発展に貢献したい」、「応援したい」などの想いを、市へ寄附 していただくカタチにすることで、実質ふるさとに納税したことになる制度《ふるさと納税》です。 市外にお住いの家族、親族、友人の皆さまへこの制度をお知らせいただき、ぜひご協力ください。

寄附金は次のような事業に活用します

豊かな自然環境に育まれるふるさとづくり事業

農林水産業の振興、自然環境の保全、資源循環型 のまちづくり、道路整備・公共交通の確保、情報通 信網の整備、住環境の整備等





活気あふれるふるさとづくり事業

商業の振興、地域産業の振興、観光・レクリエーショ ンの振興、企業誘致・雇用の振興、定住促進等

ふれあいとぬくもりのふるさとづくり事業

保健・医療の充実、地域福祉の充実、安心して子育て できる環境の充実、生涯学習の充実、幼児学校教育の 充実、芸術文化の振興、文化財保護と伝承、スポーツの 振興等

寄附をすると住民税や所得税が軽減されます

北秋田市に5,000円以上の寄附をして、確定申告をすると、寄附した金額から5,000円を差引いた額が、住民 税と所得税から控除されます。《控除額には上限があります》

(例) 東京に住んでいる「北秋田さん」が 北秋田市に35.000円の寄附をした場合 給与収入 700万円 配偶者、子ども2人と同居 所得税 10% 住民税(所得割額) 300,000円

寄附金額 35,000円



控除等の内訳

控除の対象外 5,000円

住民税の控除 27,000円

所得税の控除額 3,000円



住民税27,000円と所得税3,000円、あわせて30,000円が軽減されます

7 広報きたあきた 20.9.1